

第9号議案

大田区職員定数条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月13日

提出者 大田区長 鈴木晶雅

大田区職員定数条例の一部を改正する条例

大田区職員定数条例（昭和50年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「3,849人」を「3,884人」に改め、同項第2号中「19人」を「22人」に改め、同項第3号中「165人」を「166人」に改め、同項第4号中「79人」を「38人」に改め、同項第6号中「10人」を「12人」に改める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

職員の定数を改めるため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 10 号議案

大田区行政手続条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 13 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区行政手続条例の一部を改正する条例

大田区行政手続条例（平成 7 年条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 4 号、第 4 条、第 13 条及び第 14 条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第 15 条第 1 項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第 3 項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の 1 項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第 16 条第 1 項中「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に改める。

第 22 条第 3 項中「第 15 条第 3 項」及び「同条第 3 項」の次に「及び第 4 項」

を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から 2 週間を経過した」を削り、「、提示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第 28 条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第 29 条中「第 15 条第 3 項及び」の次に「第 4 項並びに」を加え、「「同項第 3 号」を「同条第 4 項中「第 1 項第 3 号」に、「同条第 3 号」を「第 28 条第 3 号」に、「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に、「第 15 条第 3 項後段」を「第 15 条第 4 項後段」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 5 月 21 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の大田区行政手続条例第 15 条第 3 項及び第 4 項(これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。)の規定は、施行の日以後にする通知について適用し、施行の日前にした通知については、なお従前の例による。

(提案理由)

行政手続法の改正に伴い、聴聞の実施等の通知に係る公示送達の方法を改めるほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 11 号議案

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 13 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 4 項中「4 号給」の次に「（行政職給料表（一）の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が 6 級あるものにあつては、零号給）」を加える。

第 18 条の 3 第 1 項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同項ただし書中「勤務しなかつた」を「勤務をしなかつた」に改め、同条第 2 項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後 10 時から翌日の」に改め、「午前 5 時までの間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第 3 項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「（前 2 項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会の承認を得て規則で定める勤務にあつては、その額に 100 分の 150 を乗じて得た額）」を加え、同項第 1 号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会の承認を得て規則で定める勤務にあつては、その額に 100 分の 150 を乗じて得た額）」を削る。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第1 (第5条関係)
行政職給料表 (一)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		号 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	196,600	245,300	268,800	292,300	396,800	497,700
	2	197,500	246,200	270,200	294,200	399,300	506,200
	3	198,400	247,100	271,600	296,100	401,500	513,900
	4	199,300	248,100	273,000	298,000	403,800	520,400
	5	200,300	249,100	274,500	300,000	406,100	526,500
	6	201,300	250,200	276,100	301,900	408,400	532,000
	7	202,200	251,300	277,700	303,800	410,700	536,900
	8	203,100	252,400	279,300	305,800	412,900	539,400
	9	204,000	253,600	281,000	307,800	415,000	541,400
	10	205,000	254,800	282,700	309,700	417,300	
	11	206,100	256,000	284,500	311,700	419,400	
	12	207,100	257,200	286,300	313,700	421,500	
	13	208,100	258,400	288,100	315,700	423,600	
	14	209,300	259,700	289,900	317,700	425,500	
	15	210,500	261,000	291,700	319,700	427,400	
	16	211,700	262,300	293,600	321,700	429,200	
	17	213,000	263,700	295,500	323,600	431,000	
	18	214,400	265,100	297,300	325,500	432,600	
	19	216,000	266,500	299,200	327,500	434,100	
	20	217,600	267,900	301,100	329,500	435,400	
	21	219,200	269,400	303,000	331,500	436,700	
	22	220,800	270,900	304,800	333,500	438,100	
	23	222,400	272,400	306,700	335,400	439,300	
	24	224,000	273,900	308,600	337,400	440,300	
	25	225,600	275,400	310,500	339,400	441,400	
	26	227,300	276,900	312,800	341,800	442,500	
	27	229,000	278,400	315,200	344,300	443,500	
	28	230,700	279,900	317,600	346,800	444,400	
	29	232,000	281,500	320,000	349,300	445,200	
	30	232,900	283,600	321,900	351,400	446,000	
	31	233,600	285,700	323,700	353,500	446,800	
	32	234,300	287,800	325,500	355,500	447,600	
	33	235,000	290,000	327,300	357,500	448,300	
	34	235,800	291,400	329,100	359,500	449,000	
	35	236,600	292,800	330,800	361,500	449,800	
	36	237,500	294,200	332,500	363,500	450,500	
	37	238,400	295,700	334,200	365,500	451,100	
	38	239,300	297,100	336,000	367,500	451,800	
	39	240,300	298,500	337,700	369,500	452,400	
	40	241,200	299,900	339,400	371,400	453,000	

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	41	242, 300	301, 200	341, 100	373, 300	453, 500	
	42	243, 400	302, 500	342, 800	375, 200	454, 000	
	43	244, 600	303, 800	344, 500	377, 100	454, 500	
	44	245, 800	305, 100	346, 200	378, 900	455, 100	
	45	247, 100	306, 400	347, 800	380, 700	455, 700	
	46	248, 200	307, 600	349, 400	382, 500	456, 300	
	47	249, 300	308, 900	351, 000	384, 300	456, 900	
	48	250, 500	310, 100	352, 700	386, 100	457, 300	
	49	251, 800	311, 400	354, 400	387, 900	457, 800	
	50	252, 900	312, 700	356, 000	389, 700	458, 300	
	51	254, 000	313, 900	357, 600	391, 600	458, 800	
	52	255, 200	315, 100	359, 200	393, 300	459, 300	
	53	256, 400	316, 300	360, 900	395, 000	459, 800	
	54	257, 500	317, 500	362, 500	396, 700	460, 300	
	55	258, 600	318, 700	364, 200	398, 400	460, 700	
	56	259, 800	319, 900	365, 800	399, 900	461, 200	
	57	261, 000	321, 100	367, 300	401, 400	461, 700	
	58	262, 100	322, 300	368, 900	402, 900	462, 200	
	59	263, 200	323, 400	370, 400	404, 400	462, 700	
	60	264, 300	324, 600	371, 900	405, 900	463, 200	
	61	265, 400	325, 800	373, 500	407, 300	463, 600	
	62	266, 500	327, 000	375, 100	408, 600	464, 100	
	63	267, 600	328, 200	376, 600	409, 900	464, 600	
	64	268, 700	329, 400	378, 100	411, 100	465, 100	
	65	269, 800	330, 500	379, 600	412, 200	465, 600	
	66	270, 900	331, 700	381, 100	413, 200	466, 100	
	67	272, 000	332, 900	382, 600	414, 200	466, 600	
	68	273, 100	334, 100	384, 000	415, 200	467, 100	
	69	274, 200	335, 200	385, 400	416, 200	467, 600	
	70	275, 300	336, 400	386, 700	417, 000	468, 100	
	71	276, 400	337, 600	388, 000	417, 900	468, 600	
	72	277, 500	338, 700	389, 200	418, 700	469, 100	
	73	278, 600	339, 900	390, 300	419, 500	469, 600	
	74	279, 700	341, 000	391, 300	420, 200	470, 100	
	75	280, 800	342, 100	392, 300	420, 900	470, 600	
	76	281, 900	343, 100	393, 200	421, 600	471, 100	
	77	283, 000	344, 100	394, 200	422, 300	471, 600	
	78	284, 100	345, 100	395, 100	422, 900		
	79	285, 200	346, 000	396, 000	423, 600		
	80	286, 300	346, 900	396, 700	424, 200		

81	287, 300	347, 600	397, 500	424, 800		
82	288, 400	348, 400	398, 300	425, 300		
83	289, 500	349, 100	399, 000	425, 800		
84	290, 500	349, 800	399, 600	426, 300		
85	291, 600	350, 300	400, 300	426, 800		
86	292, 700	350, 900	400, 900	427, 200		
87	293, 800	351, 500	401, 500	427, 700		
88	294, 800	352, 000	402, 000	428, 200		
89	295, 900	352, 600	402, 500	428, 600		
90	297, 000	353, 200	403, 000	429, 100		
91	298, 000	353, 800	403, 500	429, 600		
92	299, 100	354, 300	404, 000	430, 000		
93	300, 200	354, 800	404, 500	430, 400		
94	301, 300	355, 300	405, 000	430, 900		
95	302, 400	355, 800	405, 500	431, 400		
96	303, 400	356, 300	406, 000	431, 800		
97	304, 400	356, 800	406, 400	432, 200		
98	305, 500	357, 200	406, 800	432, 600		
99	306, 600	357, 700	407, 300	433, 000		
100	307, 700	358, 200	407, 800	433, 400		
101	308, 600	358, 700	408, 300	433, 800		
102	309, 600	359, 100	408, 800	434, 200		
103	310, 600	359, 600	409, 300	434, 600		
104	311, 500	360, 100	409, 700	435, 000		
105	312, 400	360, 600	410, 100	435, 400		
106	313, 300	361, 000	410, 500	435, 800		
107	314, 200	361, 400	410, 900	436, 200		
108	315, 100	361, 800	411, 300	436, 600		
109	315, 900	362, 200	411, 700	437, 000		
110	316, 700	362, 600	412, 100	437, 400		
111	317, 400	363, 000	412, 500	437, 800		
112	318, 100	363, 400	412, 900	438, 200		
113	318, 700	363, 800	413, 300	438, 600		
114	319, 400	364, 200	413, 700	439, 000		
115	320, 000	364, 600	414, 100	439, 400		
116	320, 600	365, 000	414, 500	439, 800		
117	321, 100	365, 400	414, 900	440, 200		
118	321, 600	365, 800	415, 300	440, 600		
119	322, 000	366, 200	415, 700	441, 000		
120	322, 400	366, 600	416, 100	441, 400		

121	322,700	367,000	416,500	441,800		
122	323,100		416,900	442,200		
123	323,500		417,300	442,600		
124	323,900		417,700	443,000		
125	324,300		418,100	443,400		
126	324,600		418,500	443,800		
127	325,000		418,900	444,200		
128	325,400		419,300	444,600		
129	325,800		419,700	445,000		
130	326,200		420,100			
131	326,600		420,500			
132	327,000		420,900			
133	327,300		421,300			
134	327,700					
135	328,000					
136	328,300					
137	328,600					
138	328,900					
139	329,200					
140	329,500					
141	329,800					
142	330,100					
143	330,400					
144	330,700					
145	331,000					
146	331,300					
147	331,600					
148	331,900					
149	332,200					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額				
		円	円	円	円	円
		209,700	246,200	286,500	306,100	331,100
						401,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第 19 条に規定する職員を除く。

別表第2 (第5条関係)
行政職給料表 (二)

職員の区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	181,100	242,900	278,000	310,100
	2	182,000	245,000	280,200	312,500
	3	182,900	247,100	282,400	314,900
	4	183,800	249,200	284,700	317,300
	5	184,700	251,400	287,000	319,600
	6	185,600	253,100	288,800	321,900
	7	186,500	254,800	290,600	324,000
	8	187,400	256,500	292,400	326,100
	9	188,300	258,000	294,200	328,200
	10	189,200	259,500	295,800	330,300
	11	190,100	260,800	297,400	332,400
	12	191,000	262,100	299,000	334,500
	13	191,900	263,400	300,600	336,400
	14	192,800	264,700	302,100	338,300
	15	193,700	266,000	303,600	340,200
	16	194,600	267,300	305,000	342,100
	17	195,500	268,600	306,400	344,000
	18	196,400	269,900	307,800	345,900
	19	197,300	271,200	309,200	347,600
	20	198,200	272,400	310,500	349,300
	21	199,300	273,600	311,800	351,000
	22	200,400	274,800	313,100	352,700
	23	201,500	276,000	314,400	354,400
	24	202,600	277,200	315,600	356,100
	25	203,700	278,400	316,800	357,600
	26	204,800	279,600	318,000	359,100
	27	205,900	280,800	319,200	360,600
	28	207,000	282,000	320,400	362,100
	29	208,100	283,100	321,600	363,600
	30	209,200	284,200	322,700	365,100
	31	210,300	285,300	323,800	366,600
	32	211,400	286,400	324,900	368,100
	33	212,500	287,500	325,900	369,600
	34	213,600	288,600	326,900	371,100
	35	214,700	289,700	327,900	372,600
	36	215,800	290,800	328,900	374,100
	37	216,900	291,900	329,900	375,600
	38	218,000	293,000	330,900	376,900
	39	219,100	294,000	331,900	378,200
	40	220,200	295,000	332,800	379,500

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	41	221, 300	296, 000	333, 700	380, 800
	42	222, 400	297, 000	334, 600	382, 100
	43	223, 500	298, 000	335, 500	383, 400
	44	224, 600	299, 000	336, 300	384, 700
	45	225, 700	300, 000	337, 100	386, 000
	46	226, 800	301, 000	337, 900	387, 100
	47	227, 900	302, 000	338, 700	388, 200
	48	229, 000	303, 000	339, 500	389, 300
	49	230, 100	303, 900	340, 300	390, 300
	50	231, 200	304, 800	341, 100	391, 300
	51	232, 300	305, 700	341, 900	392, 300
	52	233, 400	306, 600	342, 700	393, 300
	53	234, 400	307, 500	343, 400	394, 300
	54	235, 400	308, 400	344, 100	395, 300
	55	236, 400	309, 300	344, 800	396, 300
	56	237, 400	310, 200	345, 500	397, 300
	57	238, 400	311, 100	346, 200	398, 300
	58	239, 400	312, 000	346, 900	399, 100
	59	240, 400	312, 700	347, 500	399, 900
	60	241, 400	313, 400	348, 100	400, 700
	61	242, 400	314, 100	348, 700	401, 500
	62	243, 400	314, 800	349, 300	402, 300
	63	244, 400	315, 500	349, 900	403, 100
	64	245, 400	316, 100	350, 500	403, 900
	65	246, 400	316, 700	351, 100	404, 500
	66	247, 400	317, 300	351, 700	405, 100
	67	248, 400	317, 900	352, 300	405, 700
	68	249, 400	318, 500	352, 900	406, 300
	69	250, 400	319, 000	353, 500	406, 900
	70	251, 400	319, 500	354, 100	407, 500
	71	252, 400	320, 000	354, 700	408, 100
	72	253, 400	320, 500	355, 200	408, 700
	73	254, 400	321, 000	355, 700	409, 100
	74	255, 400	321, 500	356, 200	409, 400
	75	256, 400	322, 000	356, 700	409, 700
	76	257, 400	322, 500	357, 200	410, 000
	77	258, 400	323, 000	357, 700	410, 300
	78	259, 400	323, 500	358, 200	410, 600
	79	260, 400	324, 000	358, 700	410, 900
	80	261, 400	324, 500	359, 200	411, 200

81	262, 400	325, 000	359, 700	411, 500
82	263, 400	325, 500	360, 200	411, 800
83	264, 400	325, 900	360, 700	412, 100
84	265, 400	326, 300	361, 200	412, 400
85	266, 400	326, 700	361, 700	412, 700
86	267, 400	327, 100	362, 100	413, 000
87	268, 400	327, 500	362, 500	413, 300
88	269, 400	327, 900	362, 900	413, 600
89	270, 400	328, 300	363, 300	413, 900
90	271, 400	328, 700	363, 700	414, 200
91	272, 400	329, 100	364, 100	414, 500
92	273, 400	329, 500	364, 500	414, 800
93	274, 400	329, 900	364, 900	415, 100
94	275, 400	330, 300	365, 300	415, 400
95	276, 400	330, 700	365, 700	
96	277, 400	331, 000	366, 000	
97	278, 400	331, 300	366, 300	
98	279, 400	331, 600	366, 600	
99	280, 400	331, 900	366, 900	
100	281, 400	332, 200	367, 200	
101	282, 400	332, 500	367, 500	
102	283, 400	332, 800	367, 800	
103	284, 400	333, 100	368, 100	
104	285, 400	333, 400	368, 400	
105	286, 400	333, 700	368, 700	
106	287, 400	334, 000	369, 000	
107	288, 400	334, 300	369, 300	
108	289, 300	334, 600	369, 600	
109	290, 200	334, 900	369, 900	
110	291, 100	335, 100	370, 200	
111	292, 000	335, 300	370, 500	
112	292, 900	335, 500	370, 800	
113	293, 800	335, 700	371, 100	
114	294, 700	335, 900	371, 400	
115	295, 600	336, 100	371, 700	
116	296, 500	336, 300	372, 000	
117	297, 400	336, 500	372, 300	
118	298, 300	336, 700	372, 600	
119	299, 000	336, 900	372, 900	
120	299, 700	337, 100	373, 200	

121	300, 400	337, 300	373, 500	
122	301, 100	337, 500	373, 800	
123	301, 800	337, 700	374, 100	
124	302, 500	337, 900	374, 400	
125	303, 200	338, 100	374, 700	
126	303, 900	338, 300	375, 000	
127	304, 600	338, 500	375, 300	
128	305, 300	338, 700	375, 600	
129	306, 000	338, 900	375, 900	
130	306, 600	339, 100	376, 200	
131	307, 200	339, 300	376, 500	
132	307, 800	339, 500	376, 800	
133	308, 400	339, 700	377, 100	
134	309, 000	339, 900	377, 400	
135	309, 600	340, 100	377, 700	
136	310, 200	340, 300	378, 000	
137	310, 800	340, 500	378, 300	
138	311, 400	340, 700	378, 600	
139	312, 000	340, 900	378, 900	
140	312, 400	341, 100	379, 200	
141	312, 800	341, 300	379, 500	
142	313, 200	341, 500	379, 800	
143	313, 600	341, 700	380, 100	
144	314, 000	341, 900		
145	314, 400	342, 100		
146	314, 800			
147	315, 200			
148	315, 600			
149	316, 000			
150	316, 400			
151	316, 800			
152	317, 200			
153	317, 600			
154	318, 000			
155	318, 300			
156	318, 600			
157	318, 900			
158	319, 200			
159	319, 500			
160	319, 800			

	161	320, 100			
	162	320, 400			
	163	320, 700			
	164	321, 000			
	165	321, 300			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		224, 600	235, 900	257, 800	290, 200

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事委員会が定めるものに適用する。

別表第4及び別表第5を次のように改める。

別表第4（第5条関係）

医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		号 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
			円	円	円	円
	1	197,300	246,700	269,300	292,800	396,800
	2	198,300	247,600	270,700	294,500	399,300
	3	199,300	248,500	272,100	296,300	401,500
	4	200,200	249,500	273,500	298,100	403,800
	5	201,200	250,500	275,000	300,100	406,100
	6	202,300	251,500	276,600	302,000	408,400
	7	203,300	252,500	278,200	303,900	410,700
	8	204,300	253,500	279,800	305,900	412,900
	9	205,300	254,500	281,500	307,900	415,000
	10	206,500	255,600	283,200	309,800	417,300
	11	207,700	256,700	285,000	311,800	419,400
	12	208,800	257,800	286,700	313,800	421,500
	13	209,900	258,900	288,400	315,800	423,600
	14	211,100	260,100	290,100	317,800	425,500
	15	212,300	261,400	291,900	319,800	427,400
	16	213,600	262,700	293,800	321,800	429,200
	17	215,000	264,100	295,700	323,700	431,000
	18	216,500	265,500	297,500	325,600	432,600
	19	218,100	266,900	299,400	327,600	434,100
	20	219,700	268,300	301,300	329,600	435,400
	21	221,300	269,800	303,200	331,600	436,700
	22	222,800	271,300	305,000	333,600	438,100
	23	224,300	272,800	306,900	335,500	439,300
	24	225,800	274,300	308,800	337,500	440,300
	25	227,200	275,800	310,700	339,500	441,400
	26	228,700	277,300	313,000	341,900	442,500
	27	230,200	278,800	315,400	344,400	443,500
	28	231,800	280,300	317,800	346,900	444,400
	29	233,100	281,900	320,200	349,400	445,200
	30	234,000	284,000	322,000	351,500	446,000
	31	234,800	286,100	323,700	353,600	446,800
	32	235,600	288,200	325,500	355,600	447,600
	33	236,500	290,300	327,400	357,600	448,300
	34	237,400	291,600	329,100	359,600	449,000
	35	238,300	293,000	330,800	361,600	449,800
	36	239,300	294,400	332,500	363,600	450,500
	37	240,200	295,900	334,300	365,600	451,100
	38	241,000	297,300	336,000	367,600	451,800
	39	241,900	298,600	337,700	369,500	452,400
	40	242,900	299,900	339,400	371,400	453,000

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	41	243,900	301,300	341,100	373,300	453,500
	42	244,800	302,500	342,800	375,200	454,000
	43	245,800	303,800	344,500	377,100	454,500
	44	246,800	305,100	346,200	378,900	455,100
	45	247,700	306,500	347,800	380,700	455,700
	46	248,900	307,700	349,400	382,500	456,300
	47	250,100	309,000	351,000	384,300	456,900
	48	251,300	310,200	352,700	386,100	457,300
	49	252,700	311,500	354,400	387,900	457,800
	50	254,000	312,800	356,000	389,700	458,300
	51	255,200	314,000	357,600	391,600	458,800
	52	256,400	315,200	359,200	393,300	459,300
	53	257,600	316,400	360,900	395,000	459,800
	54	258,800	317,500	362,500	396,700	460,300
	55	259,800	318,700	364,200	398,400	460,700
	56	261,000	319,900	365,800	399,900	461,200
	57	262,100	321,100	367,300	401,400	461,700
	58	263,300	322,300	368,900	402,900	462,200
	59	264,400	323,400	370,400	404,400	462,700
	60	265,400	324,600	371,900	405,900	463,200
	61	266,400	325,800	373,500	407,300	463,600
	62	267,600	327,000	375,100	408,600	464,100
	63	268,600	328,200	376,600	409,900	464,600
	64	269,600	329,400	378,100	411,100	465,100
	65	270,700	330,500	379,600	412,200	465,600
	66	271,900	331,700	381,100	413,200	466,100
	67	272,900	332,900	382,600	414,200	466,600
	68	274,000	334,100	384,000	415,200	467,100
	69	275,000	335,200	385,400	416,200	467,600
	70	276,100	336,400	386,700	417,000	468,100
	71	277,100	337,600	388,000	417,900	468,600
	72	278,200	338,700	389,200	418,700	469,100
	73	279,300	339,900	390,300	419,500	469,600
	74	280,500	341,000	391,300	420,200	470,100
	75	281,500	342,100	392,300	420,900	470,600
	76	282,600	343,100	393,200	421,600	471,100
	77	283,600	344,100	394,200	422,300	471,600
	78	284,800	345,100	395,100	422,900	
	79	285,900	346,000	396,000	423,600	
	80	286,900	346,900	396,700	424,200	

81	287, 800	347, 600	397, 500	424, 800	
82	288, 800	348, 400	398, 300	425, 300	
83	289, 800	349, 100	399, 000	425, 800	
84	290, 800	349, 800	399, 600	426, 300	
85	292, 000	350, 300	400, 300	426, 800	
86	293, 100	350, 900	400, 900	427, 200	
87	294, 100	351, 500	401, 500	427, 700	
88	295, 100	352, 000	402, 000	428, 200	
89	296, 200	352, 600	402, 500	428, 600	
90	297, 300	353, 200	403, 000	429, 100	
91	298, 200	353, 800	403, 500	429, 600	
92	299, 300	354, 300	404, 000	430, 000	
93	300, 400	354, 800	404, 500	430, 400	
94	301, 500	355, 300	405, 000	430, 900	
95	302, 500	355, 800	405, 500	431, 400	
96	303, 500	356, 300	406, 000	431, 800	
97	304, 500	356, 800	406, 400	432, 200	
98	305, 600	357, 200	406, 800	432, 600	
99	306, 700	357, 700	407, 300	433, 000	
100	307, 700	358, 200	407, 800	433, 400	
101	308, 600	358, 700	408, 300	433, 800	
102	309, 600	359, 100	408, 800	434, 200	
103	310, 600	359, 600	409, 300	434, 600	
104	311, 500	360, 100	409, 700	435, 000	
105	312, 400	360, 600	410, 100	435, 400	
106	313, 300	361, 000	410, 500	435, 800	
107	314, 200	361, 400	410, 900	436, 200	
108	315, 100	361, 800	411, 300	436, 600	
109	315, 900	362, 200	411, 700	437, 000	
110	316, 700	362, 600	412, 100	437, 400	
111	317, 400	363, 000	412, 500	437, 800	
112	318, 100	363, 400	412, 900	438, 200	
113	318, 700	363, 800	413, 300	438, 600	
114	319, 400	364, 200	413, 700	439, 000	
115	320, 000	364, 600	414, 100	439, 400	
116	320, 600	365, 000	414, 500	439, 800	
117	321, 100	365, 400	414, 900	440, 200	
118	321, 600		415, 300		
119	322, 000		415, 700		
120	322, 400		416, 100		

121	322,700		416,500		
122	323,100		416,900		
123	323,500		417,300		
124	323,900		417,700		
125	324,300		418,100		
126	324,600		418,500		
127	325,000		418,900		
128	325,400		419,300		
129	325,800		419,700		
130	326,200		420,100		
131	326,600		420,500		
132	327,000		420,900		
133	327,300		421,300		
134	327,700				
135	328,000				
136	328,300				
137	328,600				
138	328,900				
139	329,200				
140	329,500				
141	329,800				
142	330,100				
143	330,400				
144	330,700				
145	331,000				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		212,300	248,000	286,300	305,700
					331,100

備考 この表は、栄養士その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

別表第5(第5条関係)

医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
			円	円	円	円
	1	208,100	250,800	270,400	293,100	396,800
	2	209,400	251,400	271,700	294,900	399,300
	3	210,600	252,000	273,000	296,700	401,500
	4	211,800	252,600	274,300	298,400	403,800
	5	213,000	253,400	275,700	300,100	406,100
	6	214,300	254,100	277,200	302,000	408,400
	7	215,600	254,800	278,800	303,900	410,700
	8	216,800	255,600	280,400	305,900	412,900
	9	218,000	256,400	282,100	307,900	415,000
	10	219,300	257,200	283,800	309,900	417,300
	11	220,600	258,100	285,600	311,900	419,400
	12	221,900	259,000	287,300	314,000	421,500
	13	223,200	260,000	289,000	315,800	423,600
	14	224,400	261,200	290,700	318,000	425,500
	15	225,700	262,400	292,400	320,100	427,400
	16	226,900	263,700	294,300	322,000	429,200
	17	228,100	265,100	296,200	323,800	431,000
	18	229,200	266,500	298,000	325,900	432,600
	19	230,300	267,900	299,900	327,800	434,100
	20	231,400	269,200	301,700	329,600	435,400
	21	232,500	270,600	303,500	331,800	436,700
	22	234,100	272,000	305,300	333,900	438,100
	23	235,600	273,400	307,200	336,000	439,300
	24	237,100	274,900	309,100	338,100	440,300
	25	238,300	276,400	311,000	340,100	441,400
	26	238,900	277,900	313,300	342,500	442,500
	27	239,600	279,400	315,700	345,000	443,500
	28	240,200	280,800	318,100	347,500	444,400
	29	240,700	282,300	320,500	350,000	445,200
	30	241,200	284,500	322,300	352,000	446,000
	31	241,700	286,700	324,000	354,000	446,800
	32	242,400	288,800	325,800	356,000	447,600
	33	243,100	290,600	327,600	358,000	448,300
	34	243,600	292,000	329,400	360,000	449,000
	35	244,100	293,600	331,000	362,000	449,800
	36	244,700	295,200	332,600	364,000	450,500
	37	245,500	296,700	334,400	365,900	451,100
	38	246,200	298,100	336,000	367,800	451,800
	39	246,900	299,400	337,700	369,700	452,400
	40	247,700	300,700	339,500	371,600	453,000

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	41	248,700	301,900	341,200	373,500	453,500
	42	249,700	303,200	342,800	375,400	454,000
	43	250,700	304,400	344,500	377,200	454,500
	44	251,900	305,700	346,200	378,900	455,100
	45	253,100	306,900	347,900	380,700	455,700
	46	254,500	308,100	349,400	382,500	456,300
	47	255,900	309,300	351,000	384,300	456,900
	48	257,200	310,400	352,700	386,100	457,300
	49	258,300	311,700	354,400	387,900	457,800
	50	259,600	312,900	356,000	389,700	458,300
	51	260,600	314,100	357,600	391,600	458,800
	52	261,800	315,300	359,200	393,300	459,300
	53	262,800	316,400	360,900	395,000	459,800
	54	264,100	317,600	362,500	396,700	460,300
	55	265,300	318,700	364,200	398,400	460,700
	56	266,200	319,900	365,800	399,900	461,200
	57	267,100	321,100	367,300	401,400	461,700
	58	268,400	322,300	368,900	402,900	462,200
	59	269,500	323,400	370,400	404,400	462,700
	60	270,400	324,600	371,900	405,900	463,200
	61	271,400	325,800	373,500	407,300	463,600
	62	272,500	327,000	375,100	408,600	464,100
	63	273,500	328,200	376,600	409,900	464,600
	64	274,600	329,400	378,100	411,100	465,100
	65	275,700	330,500	379,600	412,200	465,600
	66	276,800	331,700	381,100	413,200	466,100
	67	277,900	332,900	382,600	414,200	466,600
	68	278,900	334,100	384,000	415,200	467,100
	69	280,000	335,200	385,400	416,200	467,600
	70	280,900	336,400	386,700	417,000	468,100
	71	281,900	337,600	388,000	417,900	468,600
	72	283,100	338,700	389,200	418,700	469,100
	73	284,300	339,900	390,300	419,500	469,600
	74	285,300	341,000	391,300	420,200	470,100
	75	286,200	342,100	392,300	420,900	470,600
	76	287,300	343,100	393,200	421,600	471,100
	77	288,500	344,100	394,200	422,300	471,600
	78	289,400	345,100	395,100	422,900	
	79	290,400	346,000	396,000	423,600	
	80	291,500	346,900	396,700	424,200	

81	292, 600	347, 600	397, 500	424, 800	
82	293, 600	348, 400	398, 300	425, 300	
83	294, 500	349, 100	399, 000	425, 800	
84	295, 600	349, 800	399, 600	426, 300	
85	296, 700	350, 300	400, 300	426, 800	
86	297, 700	350, 900	400, 900	427, 200	
87	298, 700	351, 500	401, 500	427, 700	
88	299, 800	352, 000	402, 000	428, 200	
89	300, 800	352, 600	402, 500	428, 600	
90	301, 700	353, 200	403, 000	429, 100	
91	302, 700	353, 800	403, 500	429, 600	
92	303, 700	354, 300	404, 000	430, 000	
93	304, 700	354, 800	404, 500	430, 400	
94	305, 700	355, 300	405, 000	430, 900	
95	306, 700	355, 800	405, 500	431, 400	
96	307, 700	356, 300	406, 000	431, 800	
97	308, 600	356, 800	406, 400	432, 200	
98	309, 600	357, 200	406, 800	432, 600	
99	310, 600	357, 700	407, 300	433, 000	
100	311, 500	358, 200	407, 800	433, 400	
101	312, 400	358, 700	408, 300	433, 800	
102	313, 300	359, 100	408, 800	434, 200	
103	314, 200	359, 600	409, 300	434, 600	
104	315, 100	360, 100	409, 700	435, 000	
105	315, 900	360, 600	410, 100	435, 400	
106	316, 700	361, 000	410, 500	435, 800	
107	317, 400	361, 400	410, 900	436, 200	
108	318, 100	361, 800	411, 300	436, 600	
109	318, 700	362, 200	411, 700	437, 000	
110	319, 400	362, 600	412, 100	437, 400	
111	320, 000	363, 000	412, 500	437, 800	
112	320, 600	363, 400	412, 900	438, 200	
113	321, 100	363, 800	413, 300	438, 600	
114	321, 600	364, 200	413, 700	439, 000	
115	322, 000	364, 600	414, 100	439, 400	
116	322, 400	365, 000	414, 500	439, 800	
117	322, 700	365, 400	414, 900	440, 200	
118	323, 100		415, 300		
119	323, 500		415, 700		
120	323, 900		416, 100		

121	324,300		416,500		
122	324,600		416,900		
123	325,000		417,300		
124	325,400		417,700		
125	325,800		418,100		
126	326,200		418,500		
127	326,600		418,900		
128	327,000		419,300		
129	327,300		419,700		
130	327,700		420,100		
131	328,000		420,500		
132	328,300		420,900		
133	328,600		421,300		
134	328,900				
135	329,200				
136	329,500				
137	329,800				
138	330,100				
139	330,400				
140	330,700				
141	331,000				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基 準 給料月額				
	円 216,700	円 249,300	円 286,300	円 305,700	円 331,100

備考 この表は、保健師、看護師その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第2に掲げる行政職給料表（二）の適用について、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてその者の属していた職務の級（以下「旧級」という。）が付則別表第1の旧級欄に掲げる職務の級であった職員の施行日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

(号給の切替え)

3 施行日の前日において職員の給与に関する条例別表第1に掲げる行政職給料表（一）、別表第2に掲げる行政職給料表（二）、別表第4に掲げる医療職給料表（二）及び別表第5に掲げる医療職給料表（三）の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が付則別表第2に掲げられている職務の級であったものの施行日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(施行日前の異動者の号給の調整)

4 施行日前に職務の級を異にする異動をした職員及び特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の定めるこれに準ずるものとした職員の新号給については、その者が施行日において当該異動又は当該準ずるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(復職等の日における号給調整の特例)

5 施行日の前日から引き続き休職中等（初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和 53 年特別区人事委員会規則第 18 号）第 33 条の規定による休職中、自己啓発等休業中、配偶者同行休業中、育児休業中、外国派遣中、公益的法人等派遣中又は停職中をいう。以下同じ。）の者のうち、次に掲げる職員の施行日後の復職した日、職務に復帰した日又は再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）における号給は、施行日に復職等をしていたならば決定されていた号給に調整する。

- (1) 休職中等の期間の初日から施行日の前日までの間に初任給、昇格及び昇給等に関する規則第 2 条第 4 号に規定する昇給日がある職員
- (2) 復職等の日に昇格する職員（施行日の前日においてこの条例による改正前の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 30 年条例第 4 号）付則第 5 項から第 7 項までに規定する差額に相当する額を加算した額を受ける職員に限る。）

(施行日と同日に昇格等をする場合の号給決定)

6 施行日と同日に昇格、降格、昇給、降給又は転職等をする場合の号給決定は、付則別表第 2 による切替えを行った後の号給を基礎として行うものとする。
(他の特別区及び特別区の一部事務組合から採用される職員に対する規定の準用)

7 施行日の前日に人事交流により他の特別区及び特別区の一部事務組合を退職し、施行日から採用される職員の初任給決定については、付則第 2 項から前項まで並びに付則別表第 1 及び付則別表第 2 の規定を準用する。

(委任)

8 付則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

9 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年条例第4号）の一部を次のように改正する。

付則第5項から第7項までを次のように改める。

第5項から第7項まで 削除

付則別表第1（付則第2項関係）

職務の級の切替表

旧級	新級
1級	1級
2級	2級
3級	3級
4級	4級

付則別表第2（付則第3項関係）

号給の切替表

ア 行政職給料表（一）の適用を受ける職員の新号給

職務の級 旧号給	5級	6級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	1	1
19	1	1
20	1	1
21	1	1
22	1	1
23	1	1
24	1	1
25	1	1
26	1	1
27	1	1
28	1	1
29	1	1
30	1	1
31	1	1
32	1	1
33	1	1

34	2	1
35	3	1
36	4	1
37	5	1
38	6	1
39	7	1
40	8	1
41	9	2
42	10	2
43	11	2
44	12	2
45	13	2
46	14	2
47	15	3
48	16	3
49	17	3
50	18	3
51	19	3
52	20	3
53	21	3
54	22	4
55	23	4
56	24	4
57	25	4
58	26	4
59	27	4
60	28	4
61	29	4
62	30	5
63	31	5
64	32	5
65	33	5
66	34	5
67	35	5
68	36	5
69	37	5
70	38	5
71	39	5
72	40	5
73	41	6
74	42	6
75	43	6

76	44	6
77	45	6
78	46	6
79	47	6
80	48	6
81	49	6
82	50	6
83	51	6
84	52	7
85	53	7
86	54	7
87	55	7
88	56	7
89	57	7
90	58	
91	59	
92	60	
93	61	
94	62	
95	63	
96	64	
97	65	
98	66	
99	67	
100	68	
101	69	
102	70	
103	71	
104	72	
105	73	
106	74	
107	75	
108	76	
109	77	

イ 行政職給料表（二）の適用を受ける職員の新号給

職務の級 旧号給	1級	2級	3級	4級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1

4	4	2	1	1
5	5	2	1	1
6	7	3	1	1
7	7	4	1	1
8	8	5	1	1
9	9	6	1	1
10	9	7	1	1
11	11	8	1	1
12	12	9	1	1
13	13	10	1	1
14	13	11	1	1
15	15	12	2	1
16	16	13	3	1
17	16	14	3	1
18	16	15	4	1
19	17	16	5	1
20	18	17	5	1
21	19	17	6	1
22	20	18	7	1
23	21	18	8	1
24	22	19	9	1
25	23	19	9	1
26	24	20	10	1
27	25	21	13	1
28	26	22	17	2
29	27	23	17	2
30	28	24	18	3
31	29	24	18	4
32	30	25	19	5
33	31	27	19	5
34	32	29	20	6
35	33	31	20	7
36	34	33	21	8
37	35	33	22	9
38	36	34	23	9
39	37	34	24	10
40	38	35	25	11
41	39	35	26	12
42	40	36	27	13
43	41	36	28	15
44	42	37	29	17
45	43	38	30	17

46	44	39	31	18
47	45	40	32	18
48	46	41	33	19
49	47	42	35	20
50	48	43	37	21
51	49	44	38	21
52	50	45	40	22
53	50	46	41	24
54	51	47	43	25
55	51	48	44	25
56	52	48	45	27
57	52	50	45	28
58	53	51	46	28
59	53	52	48	29
60	54	53	49	29
61	54	54	51	30
62	55	55	52	32
63	56	56	53	33
64	57	57	54	33
65	58	58	54	33
66	59	58	55	34
67	60	59	56	34
68	61	60	57	34
69	62	61	58	35
70	63	62	59	36
71	64	63	60	36
72	65	64	61	37
73	66	64	61	37
74	67	65	61	38
75	68	66	62	38
76	69	67	62	39
77	70	68	62	39
78	71	69	63	40
79	72	69	63	40
80	73	70	64	41
81	74	71	64	41
82	75	71	65	41
83	76	71	65	41
84	77	72	66	42
85	78	72	67	42
86	79	72	68	42
87	80	73	68	43

88	81	73	69	43
89	82	73	69	43
90	83	74	70	44
91	84	74	71	44
92	85	74	71	44
93	86	75	72	45
94	87	75	72	45
95	88	75	73	45
96	89	76	74	46
97	90	77	75	46
98	91	77	75	46
99	92	78	76	46
100	93	79	77	47
101	94	80	77	47
102	95	80	78	47
103	96	81	79	47
104	97	82	79	48
105	98	83	80	48
106	99	84	81	48
107	100	85	81	48
108	101	86	82	49
109	102	87	83	49
110	103	88	83	49
111	104	88	84	50
112	105	89	85	50
113	105	90	86	50
114	106	91	86	51
115	107	91	87	51
116	108	92	88	51
117	109	93	89	52
118	110	94	90	52
119	110	94	91	52
120	111	95	92	53
121	112	96	93	55
122	112	97	94	
123	113	97	95	
124	113	98	96	
125	114	99	98	
126	114	99	99	
127	115	100	100	
128	115	101	102	
129	116	101	103	

130	116	102	104	
131	116	103	106	
132	117	103	107	
133	117	104	108	
134	118	104	110	
135	118	105	111	
136	118	105	112	
137	119	105	114	
138	119	106	115	
139	120	106	116	
140	120	106	118	
141	121	107	119	
142	121	107	120	
143	122	107	122	
144	122	108	123	
145	123	108	124	
146	123	108	126	
147	123	109	127	
148	124	109	128	
149	124	109	130	
150	124		131	
151	125		132	
152	125		134	
153	126		135	
154	126		136	
155	126		137	
156	127		138	
157	127		139	
158	128			
159	128			
160	129			
161	129			
162	129			
163	130			
164	130			
165	131			

ウ 医療職給料表（二）の適用を受ける職員の新号給

職務の級 旧号給	5級
1	1

2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1
16	1
17	1
18	1
19	1
20	1
21	1
22	1
23	1
24	1
25	1
26	1
27	1
28	1
29	1
30	1
31	1
32	1
33	1
34	2
35	3
36	4
37	5
38	6
39	7
40	8
41	9
42	10
43	11

44	12
45	13
46	14
47	15
48	16
49	17
50	18
51	19
52	20
53	21
54	22
55	23
56	24
57	25
58	26
59	27
60	28
61	29
62	30
63	31
64	32
65	33
66	34
67	35
68	36
69	37
70	38
71	39
72	40
73	41
74	42
75	43
76	44
77	45
78	46
79	47
80	48
81	49
82	50
83	51
84	52
85	53

86	54
87	55
88	56
89	57
90	58
91	59
92	60
93	61
94	62
95	63
96	64
97	65
98	66
99	67
100	68
101	69
102	70
103	71
104	72
105	73
106	74
107	75
108	76
109	77

エ 医療職給料表（三）の適用を受ける職員の新号給

職務の級 旧号給	5級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1

14	1
15	1
16	1
17	1
18	1
19	1
20	1
21	1
22	1
23	1
24	1
25	1
26	1
27	1
28	1
29	1
30	1
31	1
32	1
33	1
34	2
35	3
36	4
37	5
38	6
39	7
40	8
41	9
42	10
43	11
44	12
45	13
46	14
47	15
48	16
49	17
50	18
51	19
52	20
53	21
54	22
55	23

56	24
57	25
58	26
59	27
60	28
61	29
62	30
63	31
64	32
65	33
66	34
67	35
68	36
69	37
70	38
71	39
72	40
73	41
74	42
75	43
76	44
77	45
78	46
79	47
80	48
81	49
82	50
83	51
84	52
85	53
86	54
87	55
88	56
89	57
90	58
91	59
92	60
93	61
94	62
95	63
96	64
97	65

98	66
99	67
100	68
101	69
102	70
103	71
104	72
105	73
106	74
107	75
108	76
109	77

(提案理由)

令和7年特別区人事委員会勧告に基づき、職員の給料月額を改定するほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 12 号議案

大田区公契約条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 13 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区公契約条例

(目的)

第 1 条 この条例は、大田区（以下「区」という。）における公契約に関し、基本方針並びに区及び受注者の責務を定め、公契約に係る入札、契約等の適正化及び労働者等の適正な労働環境の整備を推進することにより、公契約の適正な履行及び良好な品質の確保を図り、もって地域経済の活性化及び区民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公契約 区が締結する工事、製造その他の請負契約及び業務委託契約並びに地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により区の指定を受けた者（以下「指定管理者」という。）と締結する公の施設の管理に関する協定（以下「指定管理協定」という。）をいう。
- (2) 受注者 区と公契約を締結する者をいう。
- (3) 受注関係者 次に掲げる者をいう。
 - ア 区以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者（次号イに掲げる者を除く。）
 - イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 2 条第 3 号に規定する労働者派遣事業とし

て、受注者又はアに掲げる者に次号アに掲げる者を派遣する者

(4) 労働者等 次に掲げる者をいう。

ア 受注者又は受注関係者に雇用され、専ら公契約に係る業務に従事する労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 9 条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）
イ 受注者又は受注関係者との契約により、公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者であって、当該業務を他の者を使用しないで行うもの

(5) 労働報酬 公契約に係る業務の対価で、次に掲げるものをいう。

ア 前号アに掲げる者がその雇用する者から得る賃金
イ 前号イに掲げる者が同号イの契約により得る収入
(基本方針)

第 3 条 区における公契約に係る基本的な方針は、次のとおりとする。

(1) 公契約に係る手続の透明性を確保し、公正な競争を促進すること。
(2) 談合その他の不正行為を排除すること。
(3) 区内の事業者の受注の機会を確保するよう努めること。
(4) 受注者において労働者等の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備をさせること。
(5) 公契約の適正な履行及び品質の確保を図り、良質な区民サービスの提供に寄与すること。
(区の責務)

第 4 条 区は、前条の基本的な方針にのっとり、公契約に関する施策を総合的かつ効果的に推進しなければならない。

(受注者の責務)

第 5 条 受注者は、公契約を締結した者としての責任を自覚し、法令等を遵守す

るとともに、前条の施策に協力するよう努めなければならない。

2 受注者は、労働者等の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に努めなければならない。

(適用範囲)

第6条 次条から第13条までの規定は、次に掲げる公契約について適用する。

(1) 工事又は製造の請負契約でその予定価格が1件1億8,000万円以上のもの

の

(2) 工事又は製造以外の請負契約及び業務委託契約のうち、その予定価格が1件2,000万円以上のものであって、規則で定めるもの

(3) 規則で定める指定管理協定

2 前項の規定は、公契約の受注者が国、地方公共団体その他の区長が認める者である場合については、適用しない。

(労働報酬下限額)

第7条 区は、公契約において、受注者及び受注関係者が労働者等（最低賃金法（昭和34年法律第137号）第7条に規定する労働者を除く。次条第1項において同じ。）に対し、区長が定める額（以下「労働報酬下限額」という。）以上の額の労働報酬（前条第1項第2号及び第3号に掲げる公契約にあっては、同法第4条第3項各号に掲げる賃金を除く。以下同じ。）を支払わなければならぬことを定めるものとする。

2 労働報酬下限額は、時間によって定めるものとする。

3 労働報酬が時間以外の期間又は出来高払制その他の請負制によって定められている場合における当該労働報酬の換算方法は、規則で定める。

(労働報酬下限額の算出基準等)

第8条 区長は、次の各号に掲げる労働者等の区分に応じ、当該各号に定めるもののその他の事情を勘案して、労働報酬下限額を算出するための基準（以下「算

出基準」という。)を定めるものとする。

- (1) 第6条第1項第1号に掲げる公契約に係る業務に従事する労働者等 農林水産省及び国土交通省が決定する公共工事の工事費の積算に用いるための労務の単価
- (2) 第6条第1項第2号又は第3号に掲げる公契約に係る業務に従事する労働者等 最低賃金法第9条第1項の地域別最低賃金、職員の給与に関する条例(昭和26年条例第19号)第5条第1項第2号に規定する行政職給料表(二)に定める額等

- 2 区長は、算出基準を定めようとするときは、あらかじめ、第14条第1項の大田区公契約審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 区長は、算出基準に基づき労働報酬下限額を定めたときは、これを告示するものとする。

(公契約において約定する事項)

第9条 区は、公契約において、第7条第1項に規定するもののほか、別表に掲げる事項を定めるものとする。

(労働者等の申出)

第10条 労働者等(労働者等であった者を含む。以下この条及び次条第1項並びに別表4の項及び7の項において同じ。)は、労働報酬が支払われるべき日において、支払われるべき労働報酬が支払われていない場合又は支払われた労働報酬の額が労働報酬下限額を下回る場合は、区長、受注者又は受注関係者(当該労働者等を雇用し、又は当該労働者等と第2条第4号イの契約を締結した受注関係者に限る。)に対し、その事実を申し出ることができる。

(報告及び立入調査)

第11条 区長は、前条の規定による申出があったとき又はこの条例の規定に基づき約定する事項の遵守の状況を確認するため必要があると認めるときは、受注

者若しくは受注関係者に対し必要な報告を求め、又はその職員に受注者若しくは受注関係者の事業所等へ立ち入り、労働者等の労働条件が分かる書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により事業所等へ立ち入り、調査又は質問（以下これらを「立入調査」という。）を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（是正の求め）

第12条 区長は、前条第1項の報告又は立入調査の結果、受注者又は受注関係者が第7条第1項又は第9条の規定により公契約において約定する事項に違反をしていると認めるときは、受注者又は受注関係者に対し速やかに当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを求めるものとする。

（公表）

第13条 区長は、別表10の項に定めるところにより、公契約の解除（指定管理協定にあっては、当該指定管理協定に係る指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることをいう。同項において同じ。）をした場合は、その旨を公表することができる。

- 2 区長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該受注者又は受注関係者に対し、当該公表に係る理由を通知し、当該受注者又は受注関係者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えるものとする。

（大田区公契約審議会）

第14条 公契約に関する施策の適正な実施を確保するため、区長の付属機関として、大田区公契約審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、区長の諮問に応じて、労働報酬下限額、算出基準その他公契約に

関し必要な事項について調査審議し、答申する。

3 審議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員 6 人以内をもって組織する。

- (1) 契約、労働環境等に係る識見を有する者 2 人以内
- (2) 事業者団体関係者 2 人以内
- (3) 労働者団体関係者 2 人以内

4 委員の任期は 2 年とし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 6 条から第 13 条まで及び別表の規定は、令和 9 年 4 月 1 日以後に締結する請負契約及び業務委託契約並びに同日以後の日を地方自治法第 244 条の 2 第 5 項に規定する期間の始期とする指定管理者の指定（この条例の施行の日前に公募が開始されたものを除く。）について適用する。

別表（第 9 条、第 10 条、第 13 条関係）

事項	定める内容
1 労働関係法令の遵守に関する事項	受注者は、第 2 条第 4 号アに掲げる者に係る労働環境の整備に関し、労働基準法その他の労働関係法令の規定を遵守しなければならないこと。
2 労働者等	受注者は、第 2 条第 4 号イに掲げる者と請負契約又は委託契

との契約条件に関する事項	約を締結しようとするときは、労働基準法その他の労働関係法令の趣旨を尊重した内容としなければならないこと。
3 労働者等の継続雇用	受注者は、継続性のある業務に関する公契約を締結するときは、当該業務に従事する労働者等の雇用の安定並びに当該業務の質の維持及び継続性の確保に配慮し、当該公契約の締結前から当該業務に従事していた労働者等のうち希望するものを雇用するよう努めること。
4 労働報酬に係る受注者の連帯責任に関する事項	受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払うべき労働報酬を支払わないとき又は受注関係者が支払った労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、当該受注関係者と連帯して、当該労働者等に対し、当該労働報酬に相当する額又はその差額に相当する額を支払うものとすること。
5 区長への報告に関する事項	受注者は、規則で定めるところにより、労働者等に係る労働環境の整備に関する事項を区長に報告しなければならないこと。
6 労働者等への周知に関する事項	受注者は、労働報酬下限額その他規則で定める事項を作業所等の労働者等が見やすい場所に掲示し、又はこれらの事項を記載した書面を労働者等に交付しなければならないこと。
7 不利益取扱いの禁止等に関する事項	受注者及び受注関係者は、第10条の規定による申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該申出をした労働者等について、当該申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないこと。
8 報告及び立入調査に関する事項	受注者及び受注関係者は、第11条第1項の規定による報告の求め及び立入調査に応じ、協力をしなければならないこと。
9 約定事項の違反の是正等に関する事項	受注者及び受注関係者は、第12条の規定による是正の求めを受けた際は、速やかに是正の措置を講じ、当該措置の内容を区長に報告をしなければならないこと。
10 公契約の解除に関する事項	区は、次のいずれかに該当する場合は、当該公契約の解除をすることができる。この場合において、区は、当該公契約の解除により受注者又は受注関係者に生じた損害を賠償する責任を負わないこと。 (1) 受注者又は受注関係者が第11条第1項の規定による報告の求めに応じず、又は虚偽の報告を行った場合 (2) 受注者又は受注関係者が立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は立入調査に虚偽の回答を行った場合 (3) 受注者又は受注関係者が第12条の規定による是正の

	求めに応じず、又は是正の措置の内容について虚偽の報告を行った場合
11 受注者の損害賠償責任に関する事項	受注者は、区が10の項に定めるところにより公契約の解除をした場合において、当該解除により区に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならないこと。
12 公契約の解除に係る違約金に関する事項	区は、10の項に定めるところにより公契約の解除をした場合は、受注者に対し違約金の支払を求めることができるこ
13 受注者と受注関係者との契約締結に関する事項	受注者は、受注関係者と公契約に係る業務について契約を締結するときは、受注関係者が当該受注者の遵守すべき約定事項について遵守することとなるよう、約定しなければならないこと。

(提案理由)

公契約の適正な履行の確保等に向けて、区及び受注者の責務を明らかにするとともに、公契約に係る施策の基本方針等について定めるため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する。

第 13 号議案

大田区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 13 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

大田区後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 29 年總理府令第 23 号）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を広域連合の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）附則第 1 条第 12 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の大田区後期高齢者医療に関する条例第 7 条の規定は、この条例の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（提案理由）

高齢者の医療の確保に関する法律において準用する地方税法の改正に伴い、電

磁的記録を用いた公示送達に関する規定を整備するため、条例を改正する必要がある
ので、この案を提出する。

第 14 号議案

大田区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 13 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区手数料条例の一部を改正する条例

大田区手数料条例（昭和 32 年条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 2 号中「250 円」を「150 円」に改める。

別表第 1 の 63 の 8 の項中「第 14 条第 15 項」を「第 14 条第 13 項」に改め、同表 131 の項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改め、同表 132 の項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第 105 条第 1 項」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第 163 条の 59 第 1 項」に改め、「容積率」の次に「又は各部分の高さ」を加え、「要除却認定」を「要除却等認定」に改め、「建築されるマンション」の次に「又は要除却等認定マンションの更新がされるマンション」を加え、同表 135 の項中「第 5 条の 4 の」を「第 5 条の 14 の」に、「第 5 条の 4 各号」を「第 5 条の 14 各号」に改め、同表 136 の項中「第 5 条の 6 第 1 項」を「第 5 条の 16 第 1 項」に、「第 5 条の 6 第 2 項」を「第 5 条の 16 第 2 項」に、「第 5 条の 4 各号」を「第 5 条の 14 各号」に改め、同表 137 の項中「第 5 条の 7 第 1 項」を「第 5 条の 17 第 1 項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第 1 の 131 の項及び 132 の項の改正規定 令和 8 年 4 月 1 日
- (2) 別表第 1 の 63 の 8 の項の改正規定 令和 8 年 5 月 1 日

(3) 第3条第1項第2号の改正規定 令和8年9月1日

(提案理由)

多機能端末機により交付する証明書等の一部の交付手数料を減額するほか、マ
ンションの建替え等の円滑化に関する法律等の改正に伴い規定を整備するため、
条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 15 号議案

大田区大森北四丁目複合施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 13 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区大森北四丁目複合施設条例の一部を改正する条例

大田区大森北四丁目複合施設条例（令和 4 年条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 6 号を第 7 号とし、第 3 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

（3） 大田区キッズな条例（平成 14 年条例第 30 号）に規定するキッズな大森第 3 条第 1 項中「及び第 2 号」を「から第 3 号まで」に改め、同条第 2 項中「前条第 3 号から第 5 号」を「前条第 4 号から第 6 号」に改め、同条第 3 項中「前条第 6 号」を「前条第 7 号」に改める。

第 5 条中「第 2 条第 6 号」を「第 2 条第 7 号」に改める。

第 9 条中「第 5 号」を「第 6 号」に改める。

付 則

この条例は、大田区子ども家庭支援センター条例等の一部を改正する条例（令和 7 年条例第 87 号）付則第 1 項第 2 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（提案理由）

キッズな大森の移転に伴い、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 16 号議案

大田区特別出張所設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 13 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区特別出張所設置条例の一部を改正する条例

大田区特別出張所設置条例（昭和 25 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

表大田区蒲田西特別出張所の項中「西蒲田七丁目 12 番 2 号」を「西蒲田七丁目 11 番 1 号」に改める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

（提案理由）

蒲田西特別出張所の移転のため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 17 号議案

大田区特別出張所付属施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 13 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区特別出張所付属施設条例の一部を改正する条例

大田区特別出張所付属施設条例（昭和 37 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

（4） 嘗利を目的とする行為があると認めたとき。

第 5 条第 1 項中「別表第 2」の次に「及び別表第 3」を加える。

別表第 1 に次のように加える。

蒲田西特別出張所	蒲田西集会室	大田区西蒲田七丁目 12 番 7 号
----------	--------	--------------------

別表第 2 付記に次の 1 号を加える。

（4） 2 使用区分以上を連続して使用する場合に限り、その中間の時間を使用することができる。この場合において、中間の時間に係る使用料は、徴収しない。

別表第 2 の次に次の 1 表を加える。

別表第 3（第 5 条関係）

種別	区分	午前	午後 A	午後 B	夜間
蒲田西集会室	第一集会室	1,800 円	1,500 円	1,800 円	1,800 円
	第二集会室	2,400 円	2,000 円	2,400 円	2,400 円
	第一多目的室	1,800 円	1,500 円	1,800 円	1,800 円
	第二多目的室	2,400 円	2,000 円	2,400 円	2,400 円

付記

- (1) 午前、午後A、午後B及び夜間の時間の割り振りについては、規則で定めるところによる。
- (2) 区外のもの（個人についてはその者が区に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者をいい、団体についてはその構成員の半数以上が区に在住し、在勤し、又は在学する者以外のものをいう。）が施設を使用するときは、本表使用料の2割相当額を本表使用料のほかに徴収する。
- (3) 2使用区分以上を連續して使用する場合に限り、その中間の時間を使用することができる。この場合において、中間の時間に係る使用料は、徴収しない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第1項の改正規定、別表第1の改正規定及び別表第2の次に1表を加える改正規定は、規則で定める日から施行する。

(提案理由)

大田区ふれあいはすぬまの集会室を廃止することに伴い、蒲田西特別出張所の付属施設として蒲田西集会室を設置し、その使用料を定めるほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 18 号議案

大田区産業プラザ条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 13 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区産業プラザ条例の一部を改正する条例

大田区産業プラザ条例（平成 6 年条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 4 条関係）

（1） 展示ホール

施設名	利用日	半日	全日
大展示ホール（全体）		187,500円	375,000円
大展示ホール（2分割）		93,800円	187,500円
小展示ホール		56,300円	112,500円

（2） コンベンションホール等

施設名	利用区分	利用日	午前	午後	夜間	全日
			午前 9 時～ 午後 0 時 30 分	午後 1 時 30 分～午後 5 時	午後 6 時～ 午後 10 時	午前 9 時～ 午後 10 時
コンベンシ ョンホール (全体)			47,800円	48,900円	55,900円	179,000円
コンベンシ ョンホール (2分割)			23,900円	24,500円	28,000円	89,500円
A会議室	平日		3,500円	4,400円	5,300円	13,100円
	土曜・日 曜・休日		4,200円	5,300円	6,400円	15,700円
B会議室	平日		4,000円	5,000円	6,000円	15,000円
	土曜・日 曜・休日		4,800円	6,000円	7,200円	18,000円
C会議室	平日		6,400円	8,000円	9,600円	24,000円
	土曜・日		7,700円	9,600円	11,500円	28,800円

	曜・休日				
D会議室	平日	6,500円	8,100円	9,600円	24,300円
	土曜・日曜・休日	7,800円	9,700円	11,500円	29,200円
E会議室	平日	2,500円	3,300円	3,900円	9,600円
	土曜・日曜・休日	3,000円	4,000円	4,700円	11,500円
F会議室	平日	2,100円	2,600円	3,100円	7,900円
	土曜・日曜・休日	2,500円	3,100円	3,700円	9,500円
G会議室	平日	2,300円	2,900円	3,500円	8,600円
	土曜・日曜・休日	2,800円	3,500円	4,200円	10,300円
H会議室	平日	3,800円	4,800円	5,700円	14,300円
	土曜・日曜・休日	4,600円	5,800円	6,800円	17,200円
特別会議室	平日	15,600円	19,500円	23,400円	58,500円
	土曜・日曜・休日	18,700円	23,400円	28,100円	70,200円
和室	平日	2,500円	3,100円	3,800円	9,400円
	土曜・日曜・休日	3,000円	3,700円	4,600円	11,300円
控室 1		600円	750円	900円	2,300円
控室 2		650円	820円	980円	2,500円
控室 3		350円	450円	520円	1,300円
控室 4		400円	500円	600円	1,500円
配膳室		2,800円	3,500円	4,000円	10,300円
配膳室 (2分割)		1,400円	1,800円	2,000円	5,100円

(3) 駐車場

自動車 1台 30分につき 600円の範囲内で規則で定める額

別表備考第6号中「徴収しない」を「承認した利用料金の1時間当たりの額の相当額を限度として徴収することができる」に改め、同表備考第9号を次のように改める。

(9) 営利を目的とする物品の販売その他これに類する目的に使用する場合は、本表利用料金の5割相当額を限度として本表利用料金のほかに徴収する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定（H会議室に係る部分に限る。）は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定（H会議室に係る部分を除く。）は、令和9年4月1日以後の利用に係る利用料金について適用する。
- 3 改正後の別表の規定（H会議室に係る部分に限る。）は、令和9年10月1日以後の利用に係る利用料金について適用する。

(提案理由)

受益者負担の適正化の観点から、施設に係る利用料金を見直すため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 19 号議案

大田区介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 13 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区介護保険条例の一部を改正する条例

大田区介護保険条例（平成 12 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

付則に次の 2 条を加える。

（令和 8 年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第10条 第 1 号被保険者（令和 8 年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する区市町村に住所を有しない者を除き、令和 8 年度分の地方税法の規定による市区町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する区市町村に住所を有する者（同法第 294 条第 3 項の規定により当該区市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第 1 項において同じ。）のうち、令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が 55 万 1,000 円以上 65 万 1,000 円未満である者に限る。）の令和 8 年度における保険料率の算定についての第 4 条第 1 項（第 6 号ア、第 7 号ア、第 8 号ア、第 9 号ア、第 10 号ア、第 11 号ア、第 12 号ア、第 13 号ア、第 14 号ア、第 15 号ア、第 16 号ア及び第 17 号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第 6 号ア中「地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条の規定の適用があ

る場合には、当該合計所得金額から令第 22 条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）とあるのは、「合計所得金額（地方税法第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第 2 項の規定によって計算した金額に令和 7 年中の同条第 1 項に規定する給与等の収入金額から 55 万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第 22 条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）とする。

2 第 1 号被保険者のうち、令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が 65 万 1,000 円以上 161 万 9,000 円未満である者に限る。）の令和 8 年度における保険料率の算定についての第 4 条第 1 項（第 6 号ア、第 7 号ア、第 8 号ア、第 9 号ア、第 10 号ア、第 11 号ア、第 12 号ア、第 13 号ア、第 14 号ア、第 15 号ア、第 16 号ア及び第 17 号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第 6 号ア中「地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第 22 条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）とあるのは、「合計所得金額（地方税法第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額に

については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。」とする。

3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア及び第17号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して

得た額をいう。) を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第 22 条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。) 」とする。

(令和 8 年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

第11条 第 1 号被保険者の令和 8 年度における保険料率の算定についての第 4 条 第 1 項の規定の適用については、当該第 1 号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第 1 号に掲げる者に該当し、かつ、第 2 号又は第 3 号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市区町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれている者 (令和 8 年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する区市町村に住所を有しない者を除く。) であって、令和 8 年度分の地方税法の規定による市区町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する区市町村に住所を有するもの (同法第 294 条第 3 項の規定により当該区市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)

(2) 地方税法第 295 条第 1 項第 2 号に掲げる者に該当し、かつ、令和 8 年度分の同法の規定による市区町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

- ア 令和 7 年中の給与等の収入金額が 55 万 1,000 円以上 65 万 1,000 円未満であり、かつ、135 万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から 55 万円を控除して得た額以下である場合
- イ 令和 7 年中の給与等の収入金額が 65 万 1,000 円以上 161 万 9,000 円未満であり、かつ、135 万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が 10 万円以下である場合

ウ 令和 7 年中の給与等の収入金額が 161 万 9,000 円以上 190 万円未満であり、かつ、135 万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65 万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 13 号）第 1 条の規定による改正前の所得税法別表第 5（以下「別表第 5」という。）の給与等の金額として、別表第 5 により当該金額に応じて求めた別表第 5 の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

（3） 地方税法第 295 条第 1 項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和 8 年度分の同法の規定による市区町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和 7 年中の給与等の収入金額が 55 万 1,000 円以上 65 万 1,000 円未満であり、かつ、地方税法第 295 条第 3 項に規定する政令で定める基準に従い当該区市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から 55 万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和 7 年中の給与等の収入金額が 65 万 1,000 円以上 161 万 9,000 円未満であり、かつ、地方税法第 295 条第 3 項に規定する政令で定める基準に従い当該区市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が 10 万円以下である場合

ウ 令和 7 年中の給与等の収入金額が 161 万 9,000 円以上 190 万円未満であり、かつ、地方税法第 295 条第 3 項に規定する政令で定める基準に従い当該区市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65 万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第 5 の給与等の金額として、別表第 5 により当該金額に応じて求めた別表第 5 の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得

た額以下である場合

2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市区町村民税が課されている者とみなす。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提案理由)

介護保険法施行令の改正に伴い、令和8年度の保険料率の算定に関する特例を定めるため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 20 号議案

大田区立障害者福祉施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 13 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立障害者福祉施設条例の一部を改正する条例

大田区立障害者福祉施設条例（昭和 58 年条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 3 号中「第 5 条第 17 項」を「第 5 条第 18 項」に改め、同項第 4 号中「法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正等に伴い、規定を整理するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 21 号議案

大田区立志茂田福祉センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 13 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立志茂田福祉センター条例の一部を改正する条例

大田区立志茂田福祉センター条例（平成 5 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 5 条第 14 項」を「第 5 条第 15 項」に改め、同条第 3 号中「第 5 条第 18 項」を「第 5 条第 19 項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、規定を整理するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 22 号議案

大田区立上池台障害者福祉会館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 13 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立上池台障害者福祉会館条例の一部を改正する条例

大田区立上池台障害者福祉会館条例（昭和 54 年条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号及び第 4 号中「第 5 条第 14 項」を「第 5 条第 15 項」に改め、同条第 5 号中「第 5 条第 18 項」を「第 5 条第 19 項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、規定を整理するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 23 号議案

大田区立障がい者総合サポートセンタ一条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 13 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立障がい者総合サポートセンタ一条例の一部を改正する条例

大田区立障がい者総合サポートセンタ一条例（平成 26 年条例第 26 号）の一部

を次のように改正する。

第 2 条第 6 号中「第 6 条の 2 の 2 第 4 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 3 項」に改め、
同条第 9 号中「第 6 条の 2 の 2 第 7 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 6 項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

児童福祉法の改正に伴い、規定を整理するため、条例を改正する必要があるの
で、この案を提出する。

第 24 号議案

大田区立心身障害児通所施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 13 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立心身障害児通所施設条例の一部を改正する条例

大田区立心身障害児通所施設条例（平成 3 年条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「第 43 条第 1 号」を「第 43 条」に改め、同条第 2 項第 1 号中「第 6 条の 2 の 2 第 7 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 6 項」に改め、同項第 2 号中「第 5 条第 18 項」を「第 5 条第 19 項」に改める。

第 4 条第 4 項中「第 6 条の 2 の 2 第 7 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 6 項」に改め、同条第 5 項中「第 5 条第 18 項」を「第 5 条第 19 項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の改正に伴い、規定を整理するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 25 号議案

地域力を生かした大田区まちづくり条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 13 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

地域力を生かした大田区まちづくり条例の一部を改正する条例

地域力を生かした大田区まちづくり条例（平成 22 年条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 41 条」を「第 41 条の 2」に改める。

前文中「良好な環境と活力あふれる経済活動」を「心豊かな生活と機能的な都市づくり」に改める。

第 3 条中「生活の拠点として誰もが安心して暮らせるまち、災害に強いまち、活力あふれる経済活動や多彩な交流が生まれる豊かなまち、地域を構成する様々な人々が共に支え合う優しさが広がるまち、地域の歴史と文化を継承するまち、水や緑などの自然環境を大切にするまちの実現に向けて互いに連携し、協働して」を「未来を創り出すこどもたちが夢と希望をもって健やかに育つまち、文化を伝え育み誰もが笑顔でいきいき暮らすまち、豊かな環境と産業の活力で持続的に発展するまち及び安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまち並びに S D G s に掲げる持続可能なまちの実現に向け、組織や世代を超えて連携・協働して」に改める。

第 4 条中「災害に強いまちづくり、水や緑などの自然環境を大切にするまちづくりを推進するなど」を「地域のつながりを強化することにより、」に改める。

第 5 条第 1 項中「事業者は、」の次に「区民と共に地域のつながりの強化に努めるとともに、柔軟で利便性の高いまちづくりを進めることにより、」を加え、同条第 3 項及び第 4 項を削る。

第6条第4項中「災害に強いまちづくり、水や緑などの自然環境を大切にする」を「基本理念に基づく」に改める。

第7条中「次に掲げる区の計画等を」を「大田区基本構想及び大田区基本計画のほか、区のまちづくりに関する方針やルール等について、」に改め、同条各号を削る。

第39条第2項中「の入居者」を「に居住しようとする者等」に改める。

第39条の次に次の1条を加える。

(商店街への配慮)

第39条の2　区長が指定する商店街において集団住宅建設事業及び一定規模建設事業を行う開発事業者は、商業集積の持続的発展に配慮し、区長の指示に従い、当該商店街に存する商店会に対し、当該事業の計画について事前に説明を行うものとする。

2　前項の開発事業者は、当該事業の建築物に居住しようとする者等に対し、当該建築物が商店街にあること等について事前に説明を行うものとする。

3　第1項の開発事業者は、当該事業の建築物に店舗等(物品販売業を営む店舗、飲食店、サービス業を営む店舗、金融機関の本店又は支店、営業所、遊技場その他これらに類するものをいう。)を付置することについて区長と事前に協議を行わなければならない。

第41条を次のように改める。

(地域コミュニティの形成)

第41条　開発事業者及び開発事業の建築物を管理する者は、地域コミュニティの形成に寄与するため、次に掲げる事項を行うものとする。

(1)　開発事業の建築物の居住者による自治会等の設立を当該居住者に促すこと。

(2)　開発事業の建築物の居住者に対する事業区域の自治会等への加入誘導に

努めること。

(3) 事業区域の自治会等に対し、当該事業の計画について事前に説明すること。

(4) 事業区域の自治会等が行う活動等に協力するよう努めること。

第3章第4節中第41条の次に次の1条を加える。

(地域の高台緊急避難施設)

第41条の2 集団住宅建設事業又は一定規模建設事業を行う者は、水防法（昭和24年法律第193号）第14条第3項に規定する浸水した場合に想定される水深に相当する階（以下「浸水階」という。）より上層階に高台緊急避難施設を確保するよう努めなければならない。

2 建築物を管理する者は、浸水階より上層階に高台緊急避難施設を確保するよう努めなければならない。

付 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

(提案理由)

大田区基本構想、大田区基本計画等の策定に伴いまちづくりの基本理念を改めるとともに、地域コミュニティの形成をより一層推進するために開発事業者等が行う事項を改めるほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 26 号議案

大田区空家等対策審議会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 13 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区空家等対策審議会条例の一部を改正する条例

大田区空家等対策審議会条例（平成 27 年条例第 76 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「前 3 号」を「前各号」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 3 号中「第 22 条第 3 項」を「第 22 条第 2 項に規定する勧告、同条第 3 項」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 2 号の次に次の 1 号を加える。

（3） 法第 13 条第 2 項に規定する勧告を行うことの適否の判定に関すること。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

大田区空家等対策審議会の所掌事項を改めるため、条例を改正する必要がある
ので、この案を提出する。

第 27 号議案

大田区立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 13 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立公園条例の一部を改正する条例

大田区立公園条例（昭和 52 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条の次に次の 1 条を加える。

（仮設の物件又は施設）

第 11 条の 2 政令第 12 条第 2 項第 10 号に規定する条例で定める仮設の物件又は施設は、大田区立平和の森公園に設けられる大田区立学校設置条例（昭和 36 年条例第 17 号）別表に定める大田区立大森第五小学校とする。

付 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

大田区立大森第五小学校の改築に伴い、隣接する大田区立平和の森公園に設置する仮設の校舎等について、都市公園法施行令に基づく公園の占用物件として定めるため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 28 号議案

大田区立下水道関連施設公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 13 日

提出者 大田区長 鈴木 晶雅

大田区立下水道関連施設公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大田区立下水道関連施設公園等の設置及び管理に関する条例(昭和 55 年条例第 19 号) の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 1 運動施設の部に次のように加える。

付 帶 設 備	サッカーフィールドの夜間照明施設	1 回 1 時間以内		1,400 円	2,100 円
	フットサル場の夜間照明施設	1 面・1 回 1 時間以内		700 円	1,050 円

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 区長は、この条例の施行の日前においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。

(提案理由)

森ヶ崎公園のサッカーフィールド及びフットサル場における夜間照明設備の新設に伴い、使用料を定めるため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 29 号議案

大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 13 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 11 年条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 33 条の 2 第 1 項を削り、同条第 2 項中「前項の資源物」を「一般廃棄物処理計画で定める所定の場所に持ち出された一般廃棄物」に改め、同項を同条第 1 項とし、同条第 3 項中「資源物」を「一般廃棄物」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項を同条第 3 項とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（資源物の所有権）

第 33 条の 3 一般廃棄物処理計画で定める所定の場所に持ち出された資源物の所有権は、区に帰属する。

第 75 条第 2 号中「第 33 条の 2 第 3 項」を「第 33 条の 2 第 2 項」に改める。

付 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

一般廃棄物処理計画において区長が指定する者以外の者に対し、収集又は運搬を行わないよう命ずることができる廃棄物の範囲を拡大するほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第30号議案

大田区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和8年2月13日

提出者 大田区長 鈴木晶雅

大田区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
大田区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（平成元年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「行われるもの」を「行われる者」に、「準ずるもの」を「準ずる者」に改める。

第6条第1項中「準ずるもの」を「準ずる者」に改める。

第7条第1項中「助成は、」の次に「医療証の交付を受けた対象者が」を加え、「医療証の交付を受けた対象者が、医療証」を「医療証又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）（病院等において、当該対象者が医療費の助成を受ける資格を有することを確認できる場合に限る。）」に改める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

ひとり親家庭に係る医療費の助成を受けるときの手続について、病院等に個人番号カードを提示する方法を追加するほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第31号議案

大田区乳幼児、義務教育就学児及び高校生等の医療費の助成に関する条例 の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月13日

提出者 大田区長 鈴木晶雅

大田区乳幼児、義務教育就学児及び高校生等の医療費の助成に関する条例 の一部を改正する条例

大田区乳幼児、義務教育就学児及び高校生等の医療費の助成に関する条例（平成19年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「による被扶養者」を「により、その者の疾病又は負傷について医療に関する給付が行われる者」に改める。

第6条第1項中「に医療証」の次に「又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）（医療機関等において、当該対象者が医療費の助成を受ける資格を有することを確認できる場合に限る。）」を加える。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

乳幼児、義務教育就学児及び高校生等に係る医療費の助成を受けるときの手続について、医療機関等に個人番号カードを提示する方法を追加するほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 32 号議案

大田区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 13 日

提出者 大田区長 鈴木 晶雅

大田区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大田区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年条例第 72 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条の見出し中「一般的条件」を「一般的要件」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第 11 条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第 14 条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に、「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

第 17 条第 6 号中「乳児及び幼児の区分ごとの」を削り、同条第 7 号中「並びに」を「その他の」に改める。

第 19 条第 1 項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第 21 条第 3 項中「係る利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 27 条第 1 項又は第 29 条第 1 項の確認において定める利用定員をいう。）」を加える。

第 28 条中「その職員」を「その乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第14条の改正規定（「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（提案理由）

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第33号議案

大田区立児童館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月13日

提出者 大田区長 鈴木晶雅

大田区立児童館条例の一部を改正する条例

大田区立児童館条例（昭和42年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「小、中学生及び乳幼児並びにこれらの者の保護者（大田区立田園調布本町児童館東嶺町分室にあつては、乳幼児及びその保護者）」を「次に掲げる者」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条に定める児童及びその保護者（大田区立田園調布本町児童館東嶺町分室にあつては、乳幼児及びその保護者に限る。）
- (2) その他区長が特に必要と認める者

別表第1同大森南児童館の項を削る。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提案理由)

児童館を使用することができる者の範囲を改めるほか、大森南児童館を廃止するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。